

○総務省告示第三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

名目		名目	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。			
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
<p>【略】</p> <p>九 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送用の無線設備</p> <p>1 国際輸送用データ伝送設備（設備規則第49条の14第5号イに規定するものをいう。）</p> <p>2 国際輸送用データ制御設備（同号イに規定するものをいう。）</p> <p>九の二 433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第5号ロに規定するものをいう。）</p> <p>【略】</p>	<p>【略】</p> <p>200kHz</p> <p>500kHz</p> <p>250kHz</p> <p>【略】</p>	<p>【同左】</p> <p>特定小電力無線局の無線設備</p> <p>【同左】</p> <p>九 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送用の無線設備</p> <p>1 国際輸送用データ伝送設備（設備規則第49条の14第5号イに規定するものをいう。）</p> <p>2 国際輸送用データ制御設備（同号イに規定するものをいう。）</p> <p>【同左】</p> <p>【略】</p>	<p>【同左】</p> <p>占有周波数帯幅の許容値</p> <p>【同左】</p> <p>200kHz</p> <p>500kHz</p> <p>【同左】</p>
【注 略】			
備考 表中の「」の記号は注記をさす。			